

令和6年南砺市議会定例会
令和6年8月会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和6年8月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	86号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について…	3
議案第	87号	南砺市税条例の一部改正について……………	5
議案第	88号	南砺市国民健康保険条例の一部改正について……………	8
議案第	89号	南砺市企業立地振興条例の一部改正について……………	9
議案第	90号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改 正について……………	10

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(支給額及び支給の範囲)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(支給額の調整)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(支給の期日)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第16条 災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う災害応急作業等の業務であって、規則で定める業務に従事した職員に支給する。</u></p> <p>(支給額及び支給の範囲)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(支給額の調整)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(支給の期日)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p>	<p>手当の追加</p> <p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

別表(第16条関係)

特殊勤務手当の種類	手当の名称	手当の額
(略)	(略)	(略)
訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当	介護職員処遇改善手当	訪問介護の業務に従事する職員 月額 6,000円

別表(第17条関係)

特殊勤務手当の種類	手当の名称	手当の額
(略)	(略)	(略)
訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当	介護職員処遇改善手当	訪問介護の業務に従事する職員 月額 6,000円
災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業等手当	1日 1,080円(業務が深夜において行われる場合は、1,620円)の範囲内で規則で定める額

表の改正

南砺市税条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合</p>	<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第15条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合</p>	<p>条ずれによる改正</p>

連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人

連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

附 則

規定の削除

<p><u>を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>8～17 (略)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は<u>7分の6</u>とする。</p> <p>8～17 (略)</p>	<p>割合の改正</p>
---	---	--------------

南砺市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>被保険者証の廃止に伴う改正</p>

南砺市企業立地振興条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本社機能施設等 次に掲げるいずれかの部門の業務(以下「本社機能」という。)の用に直接供する建物(事務所に限る。)、償却資産及びコンピュータ等をいう。</p> <p>ア 調査及び企画部門</p> <p>イ 情報処理部門</p> <p>ウ 研究開発部門</p> <p>エ 国際事業部門</p> <p>オ 情報サービス事業部門</p> <p>カ その他管理業務部門</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 本社機能施設等 次に掲げるいずれかの部門の業務(以下「本社機能」という。)の用に直接供する建物(事務所に限る。)、償却資産及びコンピュータ等をいう。</p> <p>ア 調査及び企画部門</p> <p>イ 情報処理部門</p> <p>ウ 研究開発部門</p> <p>エ 国際事業部門</p> <p>オ 情報サービス事業部門</p> <p>カ <u>商業事業部門</u></p> <p>キ <u>サービス事業部門</u></p> <p>ク その他管理業務部門</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>本社機能施設等の定義に係る規定の改正</p>

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例新旧対照表

現行				改正案				備考
(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合) 第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。				(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合) 第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。				適用区域の修正、追加に伴う改正
	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合		区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	
甲種区域	南砺市井波地区	100分の15以上	100分の20以上	甲種区域	南砺市井波地区(準工業地域に限る。)	100分の15以上	100分の20以上	
乙種区域	南砺市大窪地区	100分の10以上	100分の15以上	乙種区域	南砺市大窪地区	100分の10以上	100分の15以上	
丙種区域	南砺市本江地区、晩田・前田地区、二日町・野尻・岩武新地区、梅原地区	100分の5以上	100分の7以上	丙種区域	南砺市本江地区、晩田・前田地区、二日町・野尻・岩武新地区、梅原地区、和泉地区、井波地区(工業専用地域に限る。)	100分の5以上	100分の7以上	
2	(略)			2	(略)			